このはナビ

2010.7-12　このはナビ メディアガイド

Konohanavi Media Guide

www.konohanavi.net

ヘッドバナーネットワーク

トップページ、各コンテンツならびに各ディレクトリに掲載いたします。
全ページに共通して広告を貼り付けることにより、幅広いユーザーへのリーチが可能です。

ヘッドバナーネットワーク	
料金	￥7,000
掲載期間	1ヶ月
掲載面	全ページ
原稿サイズ	左右320×天地60ピクセル
容量	Gif（jpeg）15KB以内
アニメーション	可／15秒以内に停止
原稿差替	可（週1回平日のみ）
入稿締切日	10営業日前

※ページデザイン及びメニュー概要は変更する場合がございます。

3カラムバナー

トップページ以外の各コンテンツならびに各ディレクトリに掲載いたします。
※ショップ一覧、ショップ詳細ページには掲載されません。

※ページデザイン及びメニュー概要は変更する場合がございます。

3カラムバナー	
料金	￥5,000
掲載期間	1ヶ月
掲載面	トップページ
原稿サイズ	左右197×天地100ピクセル
容量	Gif（jpeg）15KB以内
アニメーション	可／15秒以内に停止
原稿差替	可（週1回平日のみ）
入稿締切日	10営業日前

トップスポットバナー

トップページのマップ下部に表示するワイドバナーです。

※ページデザイン及びメニュー概要は変更する場合がございます。

トップスポットバナー	
料金	￥4,000
掲載期間	1ヶ月
掲載面	トップページ
原稿サイズ	左右468×天地60ピクセル
容量	Gif（jpeg）15KB以内
アニメーション	可／15秒以内に停止
原稿差替	可（週1回平日のみ）
入稿締切日	10営業日前

スクエアバナーネットワーク

全ページのサイドメニューに表示するワイドバナーです。

※ページデザイン及びメニュー概要は変更する場合がございます。

トップスポットバナー	
料金	￥4,000
掲載期間	1ヶ月
掲載面	トップページ
原稿サイズ	左右200×天地200ピクセル
容量	Gif（jpeg）15KB以内
アニメーション	可／15秒以内に停止
原稿差替	可（週1回平日のみ）
入稿締切日	10営業日前

このはナビ　広告掲載要領

（趣旨）
第１条
この要領は、このはナビにおける掲載する広告の取扱いについて、必要な事項について定める。

（広告の規格、掲載期間等）
第２条
規格、掲載位置及び掲載期間等は別途定める。

（広告掲載事業者）
第３条
広告掲載事業者とは、広告主たる法人又は個人を指し、広告代理店等の代理人を経由する場合は、当該代理人も含むものとする。
２ 広告掲載事業者の募集は、このはナビのホームページ等で行う。

（規制業種及び事業者）
第４条
次の各号に定める業種又は事業者の広告掲載については、これを承認しない。
（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、パチンコ店を除く、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
（２）貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）で規定される貸金業者及びそれに類似する業種
（３）商品先物取引に関するもの
（４）健康被害のおそれがある嗜好品に関するもの
（５）とばくに関するもの
（６）医療法（昭和23年法律第205号）その他関係法令に定めのない医療類似行為を行う施設
（７）民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
（８）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
（９）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57 号）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、特定商取引法第30 条に規定する「通信販売協会」に加盟しているものを除く。
（10）結婚相談所又は交際紹介業
（11）いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体、特殊結社団体、又はこれに関連する事業者若しくは個人
（12）公共機関又は行政機関から悪質な行為等により、行政処分や指名停止措置を受けている事業者
（13）その他、此花区商店会連盟が適当でないと判断した事業者

（掲載基準）
第５条
次の各号に定めるものは、掲載しない。
（１）差別、名誉毀損のおそれがあるもの
（２）法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
（３）他を誹謗、中傷又は排斥するもの
（４）公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
（５）非科学的事象又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
（６）国内世論が大きく分かれているもの
（７）社員等の人材募集を主たる内容とするもの
（８）その他、此花区商店会連盟が不適当と認めるもの
（規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告）
第６条
第４条に定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

（広告の優先順位）
第７条
掲載する広告は、公的機関に関するもの（本市関連団体を除く。）及び私企業のうち公共性の強いものを優先的に取り扱う。
（広告表示内容に関する個別の基準）
第８条
具体的な表示内容等については、掲載の都度、広報媒体を所管する担当が別表第２の各項目について検討し、判断することとする。その結果、内容の訂正・削除等が必要な場合には、その旨を広告掲載申込者に依頼することとし、依頼を受けた広告掲載申込者は、正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

(承認の取消し)
第９条
此花区商店会連盟は、広告掲載事業者が次の各号の１に該当するときは広告掲載中であっても、その掲載の承認を取り消すことができる。
（１）本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
（２）倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。又は社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
（３）その他、区長が特に必要と認めるとき。

（広告掲載事業者の責務）
第11条
広告掲載事業者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を連帯して負うものとする。
２ 広告掲載事業者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。
３ 広告掲載事業者は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告掲載事業者の責任及び負担において解決しなければならない。

附則
この要領は、平成20年10月1日から施行する。

このはナビ　広告表現ガイドライン

（目的）
第１条
このはナビの Web サイトにバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、「このはナビ バナー広告掲載要領」のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条項に留意しなければならない。

（禁止表現）
第２条
次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。
(1)「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
(2) アラートマーク
(3) ラジオボタン
(4) テキストボックス（入力が出来るような誤解を与えるもの）
(5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるような誤解を与えるもの）

（GIF アニメ）
第３条
GIF アニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。
(1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
(2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を２秒以上とする。
(3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を 40／100 秒以上とする。

（色調）
第４条
文字色と背景色のコントラスト (明度差) は十分にとり、また背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

附則
本ガイドラインは平成２０年１０月１日から施行する。